

委 託 契 約 書 (案)

愛媛県（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）とは、次の条項により、契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 甲は、令和7年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務（以下「委託業務」という。）を別添令和7年度「差別をなくする県民のつどい」開催要綱及び令和7年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務仕様書により乙に委託し、乙はこれを受託する。

2 前項の要綱及び仕様書に明記されていないもの、又はその内容に疑義があるときは、甲乙協議して定める。

（委託料）

第2条 甲は乙に対し、委託料として金 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

（委託の期間）

第3条 乙は、契約締結の日から令和8年1月23日までの間に、委託業務を行うものとする。

（契約保証金）

第4条 契約保証金は、 とする。

（権利義務の譲渡禁止）

第5条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

（再委託の禁止）

第6条 乙は、委託業務の処理を他に委託させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 前項ただし書の場合において、乙は、再委託先にこの契約における一切の義務を遵守させるとともに、再委託先が行った業務について再委託先と連帯して責任を負わなければならない。

（事業計画書の提出）

第7条 乙は、契約締結後速やかに事業計画書(様式第1号)を提出し、甲の承認を受けるものとする。

(事業計画書の変更)

第8条 乙は、事業内容の一部を中止し、又は変更(軽微な変更を除く)しようとする場合、事業変更計画書(様式第2号)を甲に提出し、その承認を得なければならない。

(調査等)

第9条 甲は、必要と認めるときは、乙に対して委託業務の処理状況について調査し、指示を行い、又は報告を求めることができる。

(実績報告及び完了検査)

第10条 乙は、委託業務を完了したときは、遅滞なく、甲に対して実績報告書(様式第3号)を提出しなければならない。

2 甲は、前項の実績報告書を受領したときは、その日から起算して10日以内に、委託業務の完了について検査を行うものとする。

(委託料の支払)

第11条 前条第2項の検査終了後、乙は、委託料の支払いを委託料精算払請求書(様式第4号)により請求するものとし、甲は、請求書を受領した日から起算して30日以内に、委託料を支払うものとする。

(前金払)

第12条 前条の規定にかかわらず、甲は、必要と認めるときは、委託料の一部を前金払することがある。

2 乙は、前金払を受けようとするときは、委託料前金払請求書(様式第5号)により請求するものとする。

(契約の解除)

第13条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、いつでもこの契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。

(2) 乙が契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。

(3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

(4) 前3号のほか、乙がこの契約に基づく義務を履行しないとき。

(5) 乙又は乙の役員等が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第条第3号に規定する暴力団員等を含む。)であると認められるとき。

2 前項の規定により契約を解除したときは、甲は、委託料の全部若しくは一部を支払わず、又は既に支払った委託料の全部若しくは一部の返還を乙に請求することができる。

3 乙は、第1項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(契約の変更)

第14条 委託業務の内容に著しい影響を与える事情が生じたときは、甲乙協議の上、契約の内容を変更することができる。

(損害賠償)

第15条 乙は、その責めに帰すべき理由により、委託業務の実施に関し甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(関係書類の整備及び保管)

第16条 乙は、委託業務に係る経費を他の経費と区別して経理するとともに、その収支を明確にし、他に流用してはならない。

(秘密の保持)

第17条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(契約外の事項)

第18条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、必要に応じて甲乙協議して、これを定めるものとする。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

この契約の成立を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印のうえ、各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

住 所 松山市一番町四丁目4番地2
甲 名 称 愛媛県
代表者 知 事 中村 時広

住 所
乙 名 称
代表者

様式第 1 号（第 7 条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名

㊞

令和 7 年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和 7 年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務について、委託契約書第 7 条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施予定期間
- 3 事業の実施予定場所
- 4 収支予算書（別紙 1）
- 5 その他

※ 業務の一部を再委託する場合は、事業計画書に再委託先の名称、再委託する事業内容等を明記すること。

別紙 1（様式第 1 号関係）

令和 7 年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務収支予算書

1 収入の部
(単位：円)

区 分	予算額	備 考
委託料		
合計		

2 支出の部
(単位：円)

区 分	予算額	備 考
小計		
消費税及び地方消費税		
合計		

※ 支出の部区分欄には、企画料、講師謝金等、旅費、広報宣伝費、会場設営費、啓発資材配布費、アンケート実施及び結果報告費、その他進行管理に関する経費等を記載すること。

様式第2号（第8条関係）

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名

⑩

令和7年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務事業変更計画書

令和 年 月 日付け 第 号で承認のあった事業計画について、下記のとおり変更したいので、委託契約書第8条の規定に基づき提出します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容（変更前と変更後が分かるように記載すること）
- 3 事業の実施期間
- 4 事業の実施場所
- 5 収支予算書（別紙2）
- 6 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

※ 業務の一部を再委託する場合は、事業変更計画書に再委託先の名称、再委託する事業内容等を明記すること。

別紙 2（様式第 2 号関係）

令和 7 年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務変更後の収支予算書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	増減額	備 考
委託料			
合計			

注）上段：変更前 下段：変更後

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予算額	増減額	備 考
小計			
消費税及び地方消費 税			
合計			

注）上段：変更前 下段：変更後

※ 支出の部区分欄には、企画料、講師謝金等、旅費、広報宣伝費、会場設営費、啓発資材配布費、アンケート実施及び結果報告費、その他進行管理に関する経費等を記載すること。

愛媛県知事

令和 年 月 日

法人名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務について、委託契約書第10条第1項の規定に基づき、実績報告書を下記のとおり提出します。

記

- 1 事業の内容
- 2 事業の実施期間
- 3 業務の実施場所
- 4 収支決算書
- 5 その他

様式第4号（第11条関係）

令和7年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務委託料精算払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名 (印)

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度「差別をなくする県民の
つどい」委託業務にかかる委託料について、委託契約書第11条の規定により、下記の
とおり請求します。

記

一金

冂也

内訳	委託料	金	円也
	前金払受領済額	金	円也
	今回請求額	金	円也

様式第5号（第12条関係）

令和7年度「差別をなくする県民のつどい」委託業務委託料前金払請求書

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

所在地

法人名

代表者職氏名

印

令和 年 月 日付けで契約を締結した令和7年度「差別をなくする県民の
つどい」委託業務にかかる委託料について、委託契約書第12条第2項の規定により、
下記のとおり請求します。

記

一金

田也

内訳	委託料	金	円也
	今回請求額	金	円也
	残額	金	円也

(注) 前金払を必要とする理由書を添付すること。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

（秘密の保持）

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

（保有の制限）

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

（安全管理措置）

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。

3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。

4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

（複写、複製の禁止）

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

（再委託の禁止等）

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。

5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

（損害賠償）

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

（契約の解除）

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合における個人情報の取扱いについて準用する。

(1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務

(2) 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。） 公の施設（同法第244条第1項に規定する公の施設をいう。）の管理の業務

(3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの

(5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託（二以上の段階にわたる委託を含む。）を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者（労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。）若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を提供したときは、2年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金に処する。

第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。

(注) 1 甲は、愛媛県（実施機関）、乙は受託者をいう。

2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特記事項から削除するものとする。

3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に基づき、必要な事項を追加するものとする。